

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

I－3 在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、各市町村教育委員会に、以下のことがらを実施するよう指導してください。

① 小学校入学時からの指導の体系化と、中学・高校への進学時の連携強化

（回答）

- 在日韓国・朝鮮人児童生徒の本名使用率を見ますと、小学校で34.9%、中学校で37.7%という状況であることから、小・中がより一層連携し、本名を使用できる環境の醸成に向けての取組みをさらに推進することが、重要な課題であると認識しております。
- このことから、引き続き2006（平成18）年3月に策定し、2024（令和6）年3月に改訂した「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために一本名指導について」の趣旨の徹底ならびに研修等での有効活用について、市町村教育委員会に一層、働きかけてまいります。
- また、関係指針の具体化と位置付けている「在日外国人教育のための資料集（DVD）（増補版）」の活用を通じて、府内小中学校における児童生徒の発達段階に応じた学習が行えるよう、市町村教育委員会に働きかけてまいります。
- 今後とも、在日韓国・朝鮮人児童生徒をはじめとする在日外国人児童生徒が自らのルーツや文化に誇りを持ち、自らの本名を名めることができるよう、小学校、中学校の連続性や系統性に留意しながら在日外国人教育及び多文化共生教育を進めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

I－3 在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、各市町村教育委員会に、以下のことがらを実施するよう指導してください。

- ② 指導要録や卒業証書授与台帳など公簿類への本名および母国語読みのふりがな記載の徹底と、卒業証書への本名記載の徹底

（回答）

- 学校において備えなければならない表簿の一つとして、学校教育法施行規則に定められている指導要録は、児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等の原簿としての性格を持っています。
- 府教育庁といたしましては、外国籍児童・生徒の指導要録を記載するに当たって、必ず本名を用いるよう、また、名前のふりがなについても、母国語の発音に基づいてカタカナを用いて記入するよう、記載方針を明確にして従来から各市町村教育委員会を指導しているところです。
- また、卒業証書授与台帳は、指導要録の廃棄後、卒業生の在籍関係を記録する唯一の表簿となることから、児童・生徒名等の記載は、指導要録に基づくこととし、卒業証書の記載につきましても、指導要録に基づき本名を記載するよう、市町村の学校教育指導主管課長会や学事事務担当者会等において繰り返し指導しているところです。
- さらに、「指導要録抄本における外国籍児童生徒名の記載について(通知)」(2024(令和6)年1月5日付け)により、指導要録抄本については、指導要録との照合を必ず実施し、適正な事務執行が確実に行われるよう指導助言しているところです。
- なお、小・中学校の公簿等における本名記載については、母国語読みのふりがなの記載も含めて毎年調査を実施し、その実態の把握に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

Ⅱ－２ 外国籍教員の採用、本名使用について

- ① 外国籍教員を積極的に採用し、期限付き講師の登録においても、本名使用を徹底するよう指導してください。

（回答）

- 府教育庁といたしましては、これまで、公立学校教員採用選考及び講師登録において、国籍にかかわらず、本府教育の推進に必要な優れた人材を求めてきたところです。
- 本名使用につきましては、本人のアイデンティティ確立の上で重要なものであり、また、子どもを教える立場にある教員が、この自覚を持って、自ら本名を名乗り教壇に立つことが非常に大切なことであると考えています。
- このため、府教育庁では、教員採用選考テスト PR リーフレット「大阪府公立学校教員募集」に、本名指導に関して記載するとともに、各地での説明会の場で、この冊子等を活用しながら、本名使用の意義について説明しているところです。
- また、講師登録時の氏名欄については、本名で記入するように案内しているところです。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

Ⅲ－２ 府立高校において在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、以下のことから実施するよう管理職・教職員を指導してください。

① 合格説明会・入学時の本名指導

（回答）

- 府教育庁では、『在日外国人に関わる教育における指導の指針（令和6年2月）』、及び『人権教育基本方針』、『人権教育推進プラン』を策定し、在日外国人教育を推進するとともに、在日外国人の生徒が本名を使用することがアイデンティティーの確立につながることを、すべての生徒に理解させる教育を進めているところです。
- 府立高等学校では、入学時に「本名使用のしおり」（『互いに違いを認めあい、共に生きる社会を築いていくために』）を「合格者のてびき」などに掲載または添付することにより、生徒保護者に周知しているところです。
- また、様々な状況により、高校生活に不安を感じる生徒と保護者のニーズを把握し、早い時期から適切な支援を行っていくために 2014（平成 26）年からすべての府立高校生から「高校生活支援カード」を提出していただいています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

Ⅲ－２ 府立高校において在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、以下のことから実施するよう管理職・教職員を指導してください。

- ② 指導要録や卒業証書授与台帳など公簿類への本名および母国語よみのふりがな記載の徹底と、卒業証書への本名記載の徹底

（回答）

○ 卒業証書授与台帳は、指導要録の廃棄後、卒業生の在籍関係を記録する唯一の表簿となることから、生徒の氏名等の記載は、指導要録に基づき本名を記載するよう平成 15 年 10 月に各府立高校に通知し、他の公簿につきましても、同様に指導しています。平成 21 年 10 月には、法定表簿及び学校が交付する証明書等において、生徒の氏名、生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載することをあらためて通知し、平成 15 年の通知の趣旨の再徹底を図りました。また、平成 24 年度の入出国管理及び難民認定法等の改正を踏まえ、同年 12 月の通知において、卒業証書の氏名等の記載などについて、あらためて取扱いを整理して示し、昨年に引き続き、本年4月にこの通知の趣旨の再徹底を図ったところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

Ⅲ－３ 合格説明会や入学式時に外国籍生徒・保護者向けに「教育相談コーナー」を設けて、地方公務員・教員などの国籍条項が撤廃されていることや民族系奨学金制度（朝鮮奨学会、韓国教育財団、在日韓国奨学金など）について説明し、入学後も継続して説明するよう指導してください。

（回答）

- 朝鮮奨学会をはじめとする「民族系奨学金制度」につきましては、府教育庁の作成する教員向けの奨学金等指導資料において概要を記載するとともに、校長等に情報提供し、対象の生徒に情報が伝わるよう、説明を行っています。また、今年度も「本名使用推進のための研修会」を開催し、本名を使用できる環境を醸成するために必要なことについて当事者から発表いただく予定です。今後も機会を捉えて情報提供に努めてまいります。
- また、府教育庁では、7月に「統一応募用紙の趣旨徹底に関する説明会」を開催し、府内のすべての高等学校、支援学校の進路担当者に対し、公正採用の観点から各校での進路指導に取り組むよう指導してまいりました。
- とりわけ、国籍を理由とした不当な選考を見逃さないよう取り組むことや、在日外国籍生徒の本名での就職についても課題として取り組むことを指導するとともに、在日外国人生徒の就労資格についても説明を行っております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

Ⅳ－１ 歴史的な経緯および 1991 年韓日外相覚書を踏まえて、民族学級は、韓国籍と韓国にルーツのある児童・生徒のための民族教育の場としてください。そして、すべての児童・生徒には、国際理解教育、多文化共生教育を進めてください。

（回答）

- 府教育庁は、2024（令和6）年2月に「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を作成し、本指針にもとづいて在日外国人教育を進めているところです。
- 本指針において、「すべての幼児・児童・生徒が、発達段階に応じて、在日外国人幼児・児童・生徒につながる国・地域の歴史、文化、言語等についてともに学ぶことができるよう、教育課程の編成・実施、課外の自主活動（民族学級、国際クラブ等）及び関係諸機関との連携等を通じて、その環境づくりに努めることが重要である。」と示しております。
- 関係法令及び本指針の趣旨をふまえ、すべての児童生徒が国際理解や多文化共生の意識を育むことができるよう、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を系統的に実施すること、及び韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど相互理解や相互信頼を深める取り組みを進めること、課外の自主活動等を含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人児童生徒が、自らの誇りと自覚を高めることができる環境の醸成に努めることについて、市町村教育委員会や学校に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

Ⅳ－２ 民族学級に係る府費常勤民族講師の身分保障および制度を教諭と同等待遇となるように改善してください。また、民族学級維持のため、後任講師配置を支援してください。

（回答）

- 民族講師につきましては、現在、府内の小学校３校に配置しており、外国にルーツのある子どもたちのアイデンティティの確立に重要な役割を果たしていただいているとともに、授業を持ちながら、民族学級の活動や、国際理解・多文化共生教育の推進にご尽力いただいていると認識しております。
- 一方、府議会において、児童や保護者の意向に沿わない対応が行われている、一つの国だけで諸外国の理解を深める取組みが行われていない等の指摘があり、加配措置の在り方について議論がなされ、厳しい目が向けられている状況にあります。
- また、民族講師は、制度上「講師」という立場であり、処遇面では「教諭」と同等ではありませんが、講師制度全体に及ぶ問題であり改善することは難しい状況です。
- 府教育庁としましては、国際理解・多文化共生教育の推進という加配措置の趣旨・目的を改めて明確にするとともに、適切な活用がなされているか等に留意しながら、加配措置が継続できるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

Ⅳ－４ 教職員がヘイトスピーチ事件と認識する感性を持ち、民族学級へのヘイトスピーチ事件が再発しないように、防止策を徹底するとともに、被害を受けた児童・生徒と保護者に対して心のケアなどの対策を確立してください。

（回答）

- 「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的行動の解消の推進に関する条例」の施行をふまえ、今後とも多様性を尊重し、人権問題について正しい理解と認識を深める人権教育を推進することが必要であると認識しております。
- ２０１５（平成２７）年に作成し、２０２４（令和６）年に再改訂した「ヘイトスピーチの問題を考えるために－研修用参考資料－」については、市町村の人権教育研修の担当者に配布し、市町村での活用について働きかけてきたところです。
- また、２０２２（令和４）年には、「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を作成するとともに、ヘイトスピーチの問題性について考える教材及び指導のてびき等を作成・配布し、活用を進めているところです。
- 国籍や人種への配慮を欠く言動についても、生じた場合には、被害児童生徒および保護者へのケアを第一に行うとともに、関係機関と連携を図り、組織的に対応するよう、引き続き指導してまいります。
- また、ヘイトスピーチ等の人権侵害事象が発生した場合、府内全中学校区に配置するスクールカウンセラーが、被害を受けた児童生徒や保護者の気持ちや悩みを聞き取り、心理的なケアを第一に行う等、被害を受けた子ども等の状況に応じて各種専門家が学校への支援を行う体制を構築しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。